

議案第17号

勝山市水道水源保護条例の一部改正について

勝山市水道水源保護条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年6月9日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

水道水源の保全に関し、水源保護地域において届出が必要となる対象事業場の範囲について規定するため、及び地下水位の低下が認められる場合に市民等に節水への協力を要請するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市水道水源保護条例の一部を改正する条例

勝山市水道水源保護条例(平成19年勝山市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定の下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象事業場 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 一般廃棄物最終処分場 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場をいう。</p> <p>イ 産業廃棄物最終処分場 廃棄物処理法施行令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。</p> <p>ウ 水源の水質を汚染させ、若しくは汚濁させるおそれのある事業場_____又は水源の水量に影響を及ぼすおそ</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象事業場 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 一般廃棄物最終処分場 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場をいう。</p> <p>イ 産業廃棄物最終処分場 廃棄物処理法施行令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。</p> <p>ウ 水源の水質を汚染させ、若しくは汚濁させるおそれのある事業場<u>で規則で定めるもの</u>又は水源の水量に影響を及ぼすおそ</p>

れがある事業場\_\_\_\_\_

(4)～(9) (略)

(市民等の責務)

第4条 市民は、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_、市が実施する水源の保護にかかる施策に協力しなければなら  
ない。

2 (略)

(新設)

(広域水源保護の相互協力)

第21条 (略)

(罰則)

第22条 (略)

(両罰規定)

第23条 (略)

れがある事業場で規則で定めるもの

(4)～(9) (略)

(市民等の責務)

第4条 市民は、水源の保護に関する理解を深め、節水に努めるとと  
もに、市が実施する水源の保護にかかる施策に協力しなければなら  
ない。

2 (略)

(協力要請)

第21条 市長は、観測井戸の水位が規則で定める基準以下に低下する  
おそれがあり、水源の水量の保全が必要であると判断した場合は、  
市民及び事業者に対し、節水への協力を要請するものとする。

(広域水源保護の相互協力)

第22条 (略)

(罰則)

第23条 (略)

(両罰規定)

第24条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。